

22年度の補助金改革



町の財政状況は、社会資本整備に伴う公債費比率の上昇や慢性的な歳入不足により、危機的な状況に直面しています。このため、21年度以降の行財政改革は、深刻な財政危機を乗り越えるため、適正な職員定数の管理、職員給与の削減、さらに徹底した行政の内部管理経費削減は勿論ですが、「補助金改革」や「受益者負担」を含む行政サービスの見直しの中で、町民の皆さんにも一定のご協力をいただくよう進めざるを得ない状況にあります。

つきましては、補助金見直しの基本的な考え方について、次のとおりお知らせいたします。

なお、今後のスケジュールとしては、22年度補助金募集を9月～10月、庁内審査を11月～12月に行うこととしています。

補助金見直しの考え方について

1 補助金見直しの目的

補助金は、町民が主体となって取り組む公益活動を行政が支援するという一面や町民と行政との協働を進める上で大切なものですが、その有効活用と公益性、透明性が強く求められています。

22年度補助金の採択にあたっては、あらためて補助金交付の原点に立ち返り、「公益性」等を重視した審査を行い決定することとしました。

2 補助金要望団体等による「平成22年度事業計画書」等の提出

対象となる補助金は、基本的には他の規程等により交付基準等が定められている助成金を除く補助金及び新たに制度化する補助金とします。なお、原則、22年度補助金を要望する団体等には、指定する期間内に審査に必要となる次の書類を提出していただきます。

- (1) 平成22年度事業計画書 (2) 補助金等要望額算出調書 (3) 自己評価票

3 交付基準と審査

審査は、補助金等の見直し基準（平成19年3月策定）に基づき、別に定める補助金等審査実施要領に規定する「補助金等庁内審査調書」により、補助金を所管する課（第一次審査）及び庁内に設置する行財政改革推進委員会（第二次審査）が実施します。

交付基準：判断指針

1 事業の「公益性」

- (1) 地域での町民自治、社会福祉・教育の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみ利益に供することのないもの。
- (2) 行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。
- (3) 地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。

2 事業の「有効性」

- (1) 補助金の交付に対して効果が認められること。
- (2) 事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会、経済情勢に合致していること。
- (3) 多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- (4) 社会情勢から適宜を得ていること。

3 団体等の「適格性」

- (1) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。
- (2) 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。

